

○環境省令第十二号

自然環境保全法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二十号）の施行に伴い、並びに自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月一日

環境大臣 小泉進次郎

自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令

自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを

新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章 原生自然環境保全地域（第一条―第六条）</p> <p>第二章 自然環境保全地域（第七条―第三十一条）</p> <p>第二章の二 沖合海底自然環境保全地域（第三十一条の二―第三十一条の八）</p> <p>第三章 雑則（第三十二条―第三十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 原生自然環境保全地域</p> <p>（原生自然環境保全地域に関する保全事業の執行の協議書）</p> <p>第一条 自然環境保全法（以下「法」という。）第十六条第二項の規定による原生自然環境保全地域に関する保全事業（以下この章において「保全事業」という。）の執行の協議の申出は、次に掲げる事項を記載した協議書を提出して行うものとする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>2 前項の協議書には、次に掲げる書類及び図面を添えなければならない。</p> <p>一〇四 （略）</p> <p>（原生自然環境保全地域内における行為の許可申請書）</p> <p>第二条 法第十七条第一項ただし書の規定による許可の申請は、次</p>	<p>目次</p> <p>第一章 原生自然環境保全地域（第一条―第六条）</p> <p>第二章 自然環境保全地域（第七条―第三十一条）</p> <p>（新規）</p> <p>第三章 雑則（第三十二条―第三十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 原生自然環境保全地域</p> <p>（原生自然環境保全地域に関する保全事業の執行の協議書）</p> <p>第一条 自然環境保全法（以下「法」という。）第十六条第二項の規定による原生自然環境保全地域に関する保全事業（以下この章において「保全事業」という。）の執行の協議の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した協議書を提出して行うものとする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>2 前項の協議書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添えなければならない。</p> <p>一〇四 （略）</p> <p>（原生自然環境保全地域内における行為の許可申請書）</p> <p>第二条 法第十七条第一項ただし書の規定による許可の申請は、次</p>

に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 四 (略)

五 行為地及びその付近の状況

六・七 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。

一 (略)

二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

三 (略)

四 行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

(原生自然環境保全地域内における行為の制限の対象とならない行為)

第三条 法第十七条第五項第二号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

三の二 境界標(不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号(第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。以下同じ

。))を設置すること。

四 (略)

の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 四 (略)

五 行為地及びその附近の状況

六・七 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添えなければならない。

一 (略)

二 行為地及びその附近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

三 (略)

四 行為終了後における行為地及びその附近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

(原生自然環境保全地域内における行為の制限の対象とならない行為)

第三条 法第十七条第五項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 三 (略)

(新規)

四 (略)

四の二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による同法第二条第一項に規定する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

五〇七 （略）

七の二 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

八・九 （略）

十 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に伴う特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。

十一〇十八 （略）

（自然保護取締官である職員の携帯する証明書の様式）

第四条 法第十八条第三項（法第三十条又は第三十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により自然保護取締官である職員の携帯する証明書は、様式第一による。

（立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為）

第五条 法第十九条第三項第四号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一〇八 （略）

（新規）

五〇七 （略）

（新規）

八・九 （略）

十 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による防除に伴う特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。

十一〇十八 （略）

（自然保護取締官である職員の携帯する証明書の様式）

第四条 法第十八条第三項（法第三十条において準用する場合を含む。）の規定により自然保護取締官である職員の携帯する証明書は、様式第一による。

（立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為）

第五条 法第十九条第三項第四号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一〇八 （略）

(立入制限地区内への立入りの許可申請書)

第六条 法第十九条第三項第五号の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一〜五 (略)

2 (略)

(公聴会)

第八条 環境大臣は、法第二十二條第六項(同条第七項及び法第二十三條第三項において準用する場合を含む。)の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めたる者(以下「公述人」という。)にその旨を通知するものとする。

2 (略)

第十条 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書の提出をした者その他意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならぬ。

第十二条 公述人及び発言を許された者の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

2 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動があつたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(立入制限地区内への立入りの許可申請書)

第六条 法第十九条第三項第五号の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一〜五 (略)

2 (略)

(公聴会)

第八条 環境大臣は、法第二十二條第六項(同条第七項及び法第二十三條第三項において準用する場合を含む。)の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見をきこうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見をきく必要があると認めたる者(以下「公述人」という。)にその旨を通知するものとする。

2 (略)

第十条 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書の提出をした者その他意見をきこうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならぬ。

第十二条 公述人及び発言を許された者の発言は、意見をきこうとする案件の範囲をこえてはならない。

2 公述人及び発言を許された者が前項の範囲をこえて発言し、又は不穏当な言動があつたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(特別地区内の行為の許可基準)

第十七条 法第二十五条第六項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

一 工作物を新築すること。

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げる工作物

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(イ) (略)

(カ) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶

による旅客運送事業の営業所若しくは待合所である建築物

(これらに付帯する建築物を含む。)

(ヨ) (略)

ニ・ホ (略)

二〇十四 (略)

(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第十八条 法第二十五条第十項第三号の環境省令で定める行為は、

次に掲げるものとする。

一〇十二 (略)

(特別地区内における許可等を要しない行為)

(特別地区内の行為の許可基準)

第十七条 法第二十五条第六項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

一 工作物を新築すること。

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げる工作物

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(イ) (略)

(カ) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶

による旅客運送事業の営業所若しくは待合所である建築物

(これらに付帯する建築物を含む。)

(ヨ) (略)

ニ・ホ (略)

二〇十四 (略)

(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第十八条 法第二十五条第十項第三号の環境省令で定める行為は、

次に掲げるものとする。

一〇十二 (略)

(特別地区内における許可等を要しない行為)

第十九条 法第二十五条第十項第四号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イ〜ハ (略)

二 境界標を設置すること。

ホ〜キ (略)

ノ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等（以下「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために工作物を設置すること。

オ 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

ク 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による特定外来生物の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

二〜四 (略)

五 木竹を伐採することであつて次に掲げるもの

イ〜ホ (略)

ヘ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第

第十九条 法第二十五条第十項第四号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イ〜ハ (略)

(新規)

ニ〜ウ (略)

(新規)

(新規)

(新規)

二〜四 (略)

五 木竹を伐採することであつて次に掲げるもの

イ〜ホ (略)

(新規)

十條第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四條第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五條第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四條第二項の規定による協議に係るものを含む。）を伐採すること。

ト 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

チ (略)

六 (略)

七 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの

イ ト (略)

チ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十條第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四條第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五條第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四條第二項の規定による協議に係るものを含む。）を損傷すること。

リ 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を損傷すること。

又 ク (略)

八 十三 (略)

(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為)

第二十一條 法第二十六條第三項第六号の環境省令で定める行為は

(新規)

ト (略)

六 (略)

七 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの

イ ト (略)

チ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十條第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四條第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五條第一項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。

(新規)

リ (略)

八 十三 (略)

(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為)

第二十一條 法第二十六條第三項第六号の環境省令で定める行為は



、次に掲げるものとする。

一 第十九条第一号、第五号ロからチまで、又は第十二号イからへまで、チ若しくはリに掲げる行為（同条第一号又は第十二号ハにあつては、工作物を新築することを除く。）

二（略）

三 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ〜ニ（略）

ホ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十條第一項の規定による環境大臣の許可に係る行為（同法第五十四條第二項の規定による協議に係る行為を含む。）

ヘ 認定保護増殖事業等の実施のための行為

四（略）

（海域特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第二十四條 法第二十七條第九項第三号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一〜五（略）

（海域特別地区内における許可等を要しない行為）

第二十五條 法第二十七條第九項第四号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一〜四（略）

四の二 認定保護増殖事業等の実施のために工作物を設置するこ

、次の各号に掲げるものとする。

一 第十九条第一号、第五号ロからヘまで、又は第十二号イからへまで、チ若しくはリに掲げる行為（同条第一号又は第十二号ハにあつては、工作物を新築することを除く。）

二（略）

三 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ〜ニ（略）

（新規）

（新規）

四（略）

（海域特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第二十四條 法第二十七條第九項第三号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一〜五（略）

（海域特別地区内における許可等を要しない行為）

第二十五條 法第二十七條第九項第四号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一〜四（略）

（新規）

と。

四の三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による特定外来生物の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

五〇二十 (略)

二十一 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）第二条第二項に規定する海岸漂着物等及び海域におけるごみその他の汚物又は不要物の収集又は運搬を行うために動力船を使用すること。

二二〇二〇二七 (略)

(普通地区内における行為の届出書)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 法第二十八条第一項の環境省令で定める事項は、行為者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、行為の目的、行為地及びその付近の状況並びに行為の完了予定日とする。

(普通地区内における届出等を要しない行為)

第二十九条 法第二十八条第六項第五号の環境省令で定める行為は

(新規)

五〇二十 (略)

二十一 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）第二条第二項に規定する海岸漂着物等及び海域におけるごみその他の汚物又は不要物の収集又は運搬を行うために動力船を使用すること。

二二〇二〇二七 (略)

(普通地区内における行為の届出書)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 法第二十八条第一項の環境省令で定める事項は、行為者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、行為の目的、行為地及びその付近の状況並びに行為の完了予定日とする。

(普通地区内における届出等を要しない行為)

第二十九条 法第二十八条第六項第五号の環境省令で定める行為は

、次に掲げるものとする。

一 工物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イ 第十九条第一号に掲げるもの（同号ネ、ム及びウに掲げるものを除く。）

ロ、ホ（略）

二、七（略）

（証明書の様式）

第三十条 法第二十九条第二項（法第三十五条の六第二項において準用する場合を含む。）又は法第三十一条第四項の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第二又は様式第三による。

（生態系維持回復事業の確認又は認定の申請）

第三十条の四（略）

2（略）

3 法第三十条の三第五項に規定する環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

4（略）

（生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請）

第三十条の六 法第三十条の三第六項の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

、次の各号に掲げるものとする。

一 工物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イ 第十九条第一号に掲げるもの（同号ツ、ラ及びムに掲げるものを除く。）

ロ、ホ（略）

二、七（略）

（証明書の様式）

第三十条 法第二十九条第二項又は第三十一条第四項の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第二又は様式第三による。

（生態系維持回復事業の確認又は認定の申請）

第三十条の四（略）

2（略）

3 法第三十条の三第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一・二（略）

4（略）

（生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請）

第三十条の六 法第三十条の三第六項の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

一〇三 (略)

(補償請求書)

第三十一条 法第三十三条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による補償の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。

一〇三 (略)

第二章の二 沖合海底自然環境保全地域

(沖合海底自然環境保全地域の指定等の案の公告)

第三十一条の二 第七条第一項の規定は、法第三十五条の二第四項

(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による公告について、第七条第二項の規定は、法第三十五条の三第三項において準用する法第三十五条の二第四項の規定による公告について、それぞれ準用する。

(公聴会)

第三十一条の三 第八条から第十四条までの規定は、法第三十五条

の二第六項の規定による公聴会について準用する。

(沖合海底特別地区内における特定行為の許可申請書)

第三十一条の四 法第三十五条の四第三項の規定による許可の申請

は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

一〇三 (略)

(補償請求書)

第三十一条 法第三十三条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による補償の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。

一〇三 (略)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

二	特定行為の種類	(新規)
三	特定行為の目的	(新規)
四	特定行為の実施場所	(新規)
五	特定行為の実施場所及びその付近の状況	(新規)
六	特定行為の施行方法	(新規)
七	特定行為の着手及び完了の予定日	(新規)
八	特定行為の自然環境に及ぼす影響	(新規)
九	特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画（鉱物の掘採を行う場合に限る。）	(新規)
2	前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。	(新規)
一	特定行為の実施場所を明らかにした図面	(新規)
二	特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真（鉱物の採掘を行う場合に限る。）	(新規)
三	特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図	(新規)
四	特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真 (沖合海底特別地区内の特定行為の許可基準)	(新規)
第三十一条の五	法第三十五条の四第五項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。	(新規)
一	鉱物を掘採すること。	(新規)

---

当該特定行為が鉱物の試掘であつて、次のいずれにも該当すること。

イ 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。

ロ 当該特定行為を行う者が、当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視を継続的に実施できると認められる計画を有すること。

ハ 当該特定行為に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

二 鉱物の探査を行うことであつて環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるもの

当該特定行為に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

三 海底に生息し、又は生育する動植物を捕獲し、又は採取することであつて環境大臣が農林水産大臣の同意を得て定める方法によるもの

申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められ、かつ、当該特定行為に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

---

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(沖合海底特別地区内における許可等を要しない特定行為)

第三十一条の六 法第三十五条の四第八項の環境省令で定める特定

行為は、次に掲げるものとする。

一 沖合海底特別地区外から掘さくして当該沖合海底特別地区内の海底下に至る鉱物の掘採のための試すいを行うこと(ただし、沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域から掘さくする場合は、法第三十五条の五第一項に基づき届け出たものに限る。)

二 漁業法第九条第一項に規定する資源調査として行う法第三十条の四第三項第三号に掲げる行為(あらかじめ、環境大臣に通知したもの(国立研究開発法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。))にあつては、環境大臣に届け出たものに限る。)

三 水産に関する学科を置く学校教育法第一条に規定する高等学校(以下「高等学校」という。)における教育として行う法第三十五条の四第三項第三号に掲げる行為(あらかじめ、環境大臣に通知したものに限り。)

四 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために行う特定行為(あらかじめ、環境大臣に通知したものに限り。)

五 国立研究開発法人が試験、研究又は開発(以下「研究開発」という。)のために行う特定行為(あらかじめ、環境大臣に届

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

け出たものに限る。)

六 学校教育法第一条に規定する大学の農水産系若しくは理工系の学部又は研究所等における教育又は学術研究として行う特定行為(あらかじめ、環境大臣に届け出たもの(公立の大学にあつては、環境大臣に通知したもの)に限る。)

七 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

八 前各号に掲げる行為に付帯する行為

(沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内における特定行為の届出書)

第三十一条の七 法第三十五条の五第一項の規定による届出は、特定行為の種類、場所、施行方法、着手予定日及び第三項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第三十一条の四第二項各号に掲げる図面を添えなければならない。

3 法第三十五条の五第一項の環境省令で定める事項は、特定行為をしようとする者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)、特定行為の目的、特定行為の実施場所及びその付近の状況、特定行為の完了予定日、特定行為の自然環境に及ぼす影響(鉱物の掘採を行う場合に限る。)、並びに特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画(鉱物の採掘を行う場合に限る。)とする。

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)



(沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内における届出等を要しない特定行為)

第三十一条の八 法第三十五条の五第五項第一号の環境省令で定める特定行為は、次に掲げるものとする。

一 沖合海底自然環境保全地域の区域外から掘さくして当該沖合海底自然環境保全地域の区域内の海底下に至る鉱物の掘採のための試すいを行うこと。

二 漁業法第九条第一項に規定する資源調査として行う法第三十条の四第三項第三号に掲げる行為

三 水産に関する学科を置く高等学校における教育として行う法第三十五条の四第三項第三号に掲げる行為

四 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために行う特定行為

五 国立研究開発法人が研究開発のために行う特定行為

六 学校教育法第一条に規定する大学の農水産系若しくは理工系の学部又は研究所等における教育又は学術研究として行う特定行為

七 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為  
八 前各号に掲げる行為に付帯する行為

(非常災害の応急措置として行つた行為等の届出書)

第三十三条 法第十七条第三項、第二十五条第七項若しくは第九項又は第二十七条第六項若しくは第八項の規定による届出は、次に

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(非常災害の応急措置として行つた行為等の届出書)

第三十三条 法第十七条第三項、第二十五条第七項若しくは第九項又は第二十七条第六項若しくは第八項の規定による届出は、次の

掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一〇六 (略)

2 (略)

(協議書、許可の申請書又は届出書の添付図書の省略等)

第三十四条 法第十六条第二項若しくは第二十四条第二項の規定による協議をした行為、法第十七条第一項ただし書、第十九条第三項第五号、第二十五条第四項、第二十六条第三項第七号、第二十七条第三項若しくは第三十五条の四第三項の規定による許可を受けた行為又は法第二十八条第一項若しくは第三十五条の五第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る協議の申出、許可の申請又は届出にあつては、第一条第二項(第十五条において準用する場合を含む。)、第二条第二項(第十六条において準用する場合を含む。)、第六条第二項、第二十二條第二項、第二十六條第二項、第三十一條の四第二項又は第三十一條の七第二項の規定により協議書、申請書又は届出書に添えなければならない書類及び図面(以下この条において「添付図書」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 (略)

3 第一項に該当するもののほか、法第十六条第二項若しくは第二十四条第二項の規定による協議の申出、法第十七条第一項ただし書、第十九条第三項第五号、第二十五条第四項、第二十六条第三項第七号、第二十七条第三項若しくは第三十五条の四第三項の規

各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一〇六 (略)

2 (略)

(協議書、許可の申請書又は届出書の添付図書の省略等)

第三十四条 法第十六条第二項若しくは第二十四条第二項の規定による協議をした行為、法第十七条第一項ただし書、第十九条第三項第五号、第二十五条第四項、第二十六条第三項第七号若しくは第二十七条第三項の規定による許可を受けた行為又は法第二十八条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る協議の申出、許可の申請又は届出にあつては、第一条第二項(第十五条において準用する場合を含む。)、第二条第二項(第十六条において準用する場合を含む。)、第六条第二項、第二十二條第二項又は第二十六條第二項の規定により協議書、申請書又は届出書に添えなければならない書類及び図面(以下この条において「添付図書」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 (略)

3 第一項に該当するもののほか、法第十六条第二項若しくは第二十四条第二項の規定による協議の申出、法第十七条第一項ただし書、第十九条第三項第五号、第二十五条第四項、第二十六条第三項第七号若しくは第二十七条第三項の規定による許可の申請又は

定による許可の申請又は法第二十五条第九項、第二十七条第八項、第二十八条第一項、第三十五条の四第七項若しくは第三十五条の五第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

(教育又は学術研究として行う鉱物の掘採等の届出書)

第三十五条 第十九条第三号ニの規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一～四 (略)

五 行為地及びその付近の状況

六・七 (略)

2 (略)

(教育、学術研究又は研究開発として行う特定行為の届出書)

第三十六条の二 第三十五条の規定は、第三十一条の六第五号及び第六号の規定による届出について準用する。この場合において、第三十五条第一項第二号中「掘採する鉱物又は採取する土石の種類及び数量」とあるのは「特定行為の種類」と、同条第二項中「位置図及び掘採し、又は採取する範囲その他行為の方法を明らかにした図面」とあるのは「特定行為の実施場所及び施行方法を明らかにした図面」と読み替えるものとする。

(権限の委任)

第三十七条 法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次

法第二十五条第九項、第二十七条第八項若しくは第二十八条第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

(教育又は学術研究として行う鉱物の掘採等の届出書)

第三十五条 第十九条第三号ニの規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一～四 (略)

五 行為地及びその付近の状況

六・七 (略)

2 (略)

(新規)

(権限の委任)

第三十七条 法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次

---

に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、第二号、第九号、第十号（法第三十条において読み替えて準用する法第十八条第一項に係る部分に限る。）及び第十四号の二に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十四 （略）

十四の二 法第三十五条の六第一項に規定する権限

十五〇十九 （略）

---

に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、第二号、第九号及び第十号（法第三十条において読み替えて準用する法第十八条第一項に係る部分に限る。）に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十四 （略）

（新規）

十五〇十九 （略）

---

様式第一（第四条関係）

第 号 身 分 証 明 書	写真添付	官職氏名
		生年月日
		年 月 日 交付
		副総大臣
		回

この証明書を携帯する者は、自然保護保全法第十八条（第二條及び第三條は第二十五條の七において準用する場合を含む。）に規定する命令等を行う自然保護官である。

自然保護保全法第十八条（第二條及び第三條は第二十五條の七において準用する場合を含む。）に規定する命令等を行う自然保護官である。

自然保護保全法第十八条（第二條及び第三條は第二十五條の七において準用する場合を含む。）に規定する命令等を行う自然保護官である。

自然保護保全法第十八条（第二條及び第三條は第二十五條の七において準用する場合を含む。）に規定する命令等を行う自然保護官である。

備考 この用紙は、A列六番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。

様式第一（第四条関係）

第 号 身 分 証 明 書	写真添付	官職氏名
		生年月日
		年 月 日
		副総大臣
		回

この証明書を携帯する者は、自然保護保全法第十八条（第二條及び第三條は第二十五條の七において準用する場合を含む。）に規定する命令等を行う自然保護官である。

自然保護保全法第十八条（第二條及び第三條は第二十五條の七において準用する場合を含む。）に規定する命令等を行う自然保護官である。

自然保護保全法第十八条（第二條及び第三條は第二十五條の七において準用する場合を含む。）に規定する命令等を行う自然保護官である。

自然保護保全法第十八条（第二條及び第三條は第二十五條の七において準用する場合を含む。）に規定する命令等を行う自然保護官である。

自然保護保全法第十八条（第二條及び第三條は第二十五條の七において準用する場合を含む。）に規定する命令等を行う自然保護官である。

備考 この用紙は、A列六番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。



様式第三 (第三十条関係)

<p>この証明書を携帯する者は、自然環境保全法第三十条に規定する区域調査のための立入り、標識の設置を行う職員である。</p> <p>第 号 身分証明書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">写真添付</div> <p>官 職 氏 名</p> <p>生年月日</p> <p>年 月 日交付</p> <p>環境大臣(地方公共団体の長)</p> <p style="text-align: right;">印</p>	<p>第二十条関係</p> <p>自然環境保全法</p> <p>第三十条関係</p> <p>この証明書を携帯する者は、自然環境保全法第三十条に規定する区域調査のための立入り、標識の設置を行う職員である。</p> <p>第 号 身分証明書</p> <p>生年月日</p> <p>年 月 日交付</p> <p>環境大臣(地方公共団体の長)</p> <p style="text-align: right;">印</p>
---	---

備考 この用紙は、A列六番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。

### 附 則

#### (施行期日)

第一条 この省令は、自然環境保全法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。ただし、第三十一条の六第二号及び第三十一条の八第二号の改正規定は、漁業法等の一部

様式第三 (第三十条関係)

<p>この証明書を携帯する者は、自然環境保全法第三十条に規定する区域調査のための立入り、標識の設置を行う職員である。</p> <p>第 号 身分証明書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">写真</div> <p>官 職 氏 名</p> <p>生年月日</p> <p>年 月 日交付</p> <p>環境大臣(地方公共団体の長)</p> <p style="text-align: right;">印</p>	<p>第二十条関係</p> <p>自然環境保全法</p> <p>第三十条関係</p> <p>この証明書を携帯する者は、自然環境保全法第三十条に規定する区域調査のための立入り、標識の設置を行う職員である。</p> <p>第 号 身分証明書</p> <p>生年月日</p> <p>年 月 日交付</p> <p>環境大臣(地方公共団体の長)</p> <p style="text-align: right;">印</p>
---	---

備考 この用紙は、A列六番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。

を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行の日又はこの省令の施行の日のいずれか  
遅い日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条 この省令の施行前に交付されたこの省令による改正前の自然環境保全法施行規則様式第一、  
様式第二及び様式第三は、その有効期間内においては、この省令による改正後の自然環境保全法施  
行規則の規定による証明書とみなす。